野木町入札制度検討委員会議事概要(第4回)

【日 時】

平成21年2月8日(日)午後3時00分から午後6時10分

【場所】

野木町役場本館2階大会議室

【出席者】

委 員 本田委員長、小池副委員長、岩瀬委員、井上委員、金原委員、三木委員、 山中委員

栃木県 大野県土整備部監理課係長

事務局 真瀬町長、野沢副町長、針谷総務課長、契約管財係 舘野、長島

【傍聴者】

6名

【会議内容】

- 1 委員長あいさつ
- 2 議題

提言素案について

委員長:報告書の素案に対してそれぞれ意見を発言してもらい、この場で訂正できる ものは訂正する。本日中にできないものについては、文書にて事務局に2月 中に送ってもらい、3月の時に完全なものとしたい。会議に入る前に素案の 共通理解を図るため素案を一通り事務局に読んでもらう。

事務局:素案朗読。

委員長:それでは、1の提言の基本的な考え方について自由に発言してほしい。

委 員:透明性の向上で恣意性という表現を使用しているが、恣意性とは一体なんの ことかと問われた場合どう答えるべきか。

委員:私の理解では、恣意性というのは、抽象的・客観的なものによらず独断的判断という意味で使われていると解釈している。発注者側による独自の見解に基づき運用していくことがいうなれば恣意性といわれるものであり、逆に公正・透明性を確保するなら恣意性を排除するという理解であろう。

委員:「恣意性の余地が少なく」を削除した場合どう思うか。

委員:表現としては、恣意性の排除というのが適切である。余地が少なくというのは、恣意性を多少なりとも容認するのかということになり好ましくないと思

う。

- 副町長:恣意性という表現が誤解を招くとすれば執行者の裁量の余地が少ないという 意味で捉えてはいかがでしょうか。執行する場合は、執行者側の裁量の余地 が入らざるを得ないという形ですが、その裁量を極力少なくすると捉えてい ただければ余地が少なくという表現が残せるのではないでしょうか。あるい は、委員さんの言うとおり恣意性を排除するという表現が適切だと思います。
- 委 員:「恣意性」という単語を使用するなら「排除」と表現すべきである。「裁量」という単語を使用するなら自由裁量か規定裁量か段階的なものがあると思うが、行政上の裁量は当たり前の話であり、そういう意味で裁量が認められない行政はありえないものであるから「余地が少ない」という表現でいいと思う。しかし、「裁量を排除する」という表現は、行政組織運営そのものを否定することに等しいものなので避けるべきである。
- 委員:基本的な考え方の中にもうひとつ項目を追加して、工事の適正施工を書き込んだらどうか。ある意味、適正施工するのは当たり前ということもあるとは思うが、基本的なことなので入れるべきではないか。
- 委 員:だから、項目を追加するにあたり、「恣意性」というもの分離して入れたらど うか。
- 委員: むしろ恣意性というのは、個別のものでなく全体の項目に係るものである。 その全ての条件をクリアしてはじめて恣意性を排除できるということである。 そういったことから恣意性という言葉は、必ずどこかに入れなければいけな い。説明のしやすさからすると制度的保証の項目に入れるべきと考える。

委員長:そうすると工事の適正施工について、どの項目に入れるべきだろうか。

委員:入れやすさの面から見ると制度的保証に入れるのが妥当だと思う。

委員長: それでよいのではないか。ここにあげた各項目が独立しているわけではなく、 全てに関係して基本的な考え方になっているという趣旨でよいだろう。

- 委員:総合評価方式の活用の項目の中で、この方式のデメリットが表現されているが技術的余地の少ない小規模工事等では、必然的に評価点の高い業者が独占してしまう危惧があるという理解でよいか
- 委員:そういうことだと考える。一方で、地域建設業の育成の項目において総合評価方式を用いる場合、地元業者への加点が示されており、つまりこういう視点での地元業者への独占を全面的に否定していない表現である。
- 委員:新たな入札制度の方向性の項目だが、「制度」とする場合、全体の制度の話で使用するべきであり、この内容と合わないものなので「方式」と表現した方が良いだろう。その上で、「検討の結果、当面は費用対効果が望めないことから、それの代替案として電子入札と同様な効果を期待できる紙媒体を利用した郵便入札方式の導入」という表現にしてはどうだろうか。将来的には、開

発会社において安いソフトが作られるかもしれないので検討を排除しなくていいと思う。

委員長:本当に郵便入札は、電子入札と同様な効果を期待できるのか。

委員:業者間の顔を見え難くすることでの談合防止効果が同様ということだと思う。

委員長:しかし、同様な効果とすると広い意味で捉えられる。電子的に処理した方が 早さとかも違うのでどうなのか。

委 員:実際問題、入札制度として開札までに札が間に合えば良いわけなので、早さ は問われないものである。このままの表現でいいと考える。

委 員:入札参加登録業者の格付けと町発注請負基準見直しの項目の中で「バランス」 という表現が落ち着かない。

委員:業者数が足りないので競争性が確保されないという意味か。

事務局:以前ご説明しましたとおり、野木町の業者構成としては、ほとんどがAクラスに位置づけされており、Cクラスがほとんどいないという偏った状況です。 工事規模に見合った発注を行うためには、その等級に対応する業者構成に見直す必要性があるという意味の「バランス」です。

委 員:つまりそれは、Cランクで出来る事業にもかかわらず競争性を確保できる業者数が足りない。かといって、A・Bランクを入れると力関係で仕事を持っていかれる。そうすると業者育成という観点から好ましくないという意味のバランスという理解でよいか。

委 員:Aランクの業者は、Cランクの工事ができるのか。

事務局:それは、できます。しかし、逆にAランクの仕事をCランクの業者は、受注 することはできません。

委 員:そうするとAの業者がかなり有利ということになると思うが。

事務局:有利と言いますか、各等級の業者分布が極端に偏っているため適切でないということです。

委員:ということは、入札が執行できないということか。

事務局:執行できないということではありません。今後、一般競争入札導入等を考慮した場合、業者をそのランクに見合うバランスのよい配置とすることで、工事規模に見合った発注形態に見直しを考えていかなければならないということです。

委 員:全体的バランスということをどう捉えるか。

委員: C ランクの仕事を C ランク業者、B ランクの仕事を B ランク業者、A ランクの仕事を A ランク業者という形にその等級内で対応できる状態という意味での「バランス」である。野木町の場合は、それが偏っているので C ランクの仕事に B ランク業者を入れなければならないという状況ということである。

委員:なるべく日本語を使用し、「バランスのとれた」との表現を「競争性の確保さ

れた」とした方がよいだろう。

委員長:つづいて、予定価格及び最低制限価格の公表はどうか。

委 員:素案で最低制限価格について両論併記しているが、前回の議論で最低制限価格は、事後公表と提案するということではなかったか。

委員:最低制限価格を設定することはやむを得ないが、それを事後公表とするべきとし、更にそこから進めて最低制限価格を設定せず、低入札価格調査制度を 導入する形に移行するかどうかを検討するような要請であったと思う。

委員長:それでは、そのように素案を修正するものとする。

委員:入札契約内容の公表と拡大の項目だが、金額が少ないものについて契約担当 課である総務課ではなく事業を行う各担当課において契約を行っているのか。

事務局:野木町財務規則に規定されている少額な案件については、各担当課で随意契約を行っています。規定されている額以上のものについて各担当課から契約担当課である総務課へ依頼があり、指名競争入札等を執行する形です。

委員: つまり各課で執行する少額な随意契約についても公表対象を拡大すると事務が煩雑になり行政コストの増大を招くことから、拡大を求めるにしても契約担当課の執行案件についてとどめるという理解でよいか。

委員:私は、逆に随意契約ほど透明性が必要かと思うのだが。

事務局: 随意契約については、これまでの会議で議論されていないものですから、ご 意見があれば、素案を修正いたします。

委員:細かいところまでうたう必要はないと思う。例えば、鉛筆10本購入したものまで公表対象とすることが手間、つまり行政コストの増大に繋がることになるだろう。知りたければ、情報公開請求手続きがあり、知る手段が排除されている訳ではない。あえて公表対象を具体的に示さず、できるだけ対象を拡大する旨の提言でとどめていいと思う。

委 員:随意契約についての表現を削除してよいものか。

委員: 当然のことながら随意契約の議論を進めることは結構なことである。しかし、この委員会が検証を行っている主題は、いかにして公共工事の適正さを確保するかというものであり、随意契約について細かい議論をするには時間が足りないので、踏み込んだ議論ができないと思う。

委員長:透明性の確保ということでは、この提言の内容で全てを包含している形なのでこの表現方法でよいだろう。

委 員:指名停止基準の強化の項目については、指名停止基準の運用を「柔軟」にしてはいけないものなので「厳格」に改めたほうがよいだろう。

栃木県:指名停止基準の関係について罰則とありますが、罰則と言っても刑罰上のものもあるので、何の罰則であるか明確にした方が良いと考えます。

委員:ここでいう罰則とは、刑罰上のものではなく野木町で運用する指名停止基準

に基づいた指名停止期間のことを言っているので、「罰則」ではなく「制裁」 という表現ならどうか。

- 栃木県:指名停止制度は、ややもすれば恣意性の働く余地のある危険な運用をなされる可能性があることから、全国公契連でモデルケースを定めており、これに準じて基準を定めてもらい厳格に運用する方向でおそらくやっていることと思います。この基準を若干変えることは差し支えないとは思いますが、極端に指名停止期間を重くするような運用は好ましくありません。一定の不正行為に対して厳しく適用していきますよという趣旨だと思いますので、そういったことがわかるように提言に盛り込む方がよろしいかと思います。
- 委 員:制裁規定をきちんと定めていないと取り消し訴訟が続発する危険性があるので、定めた基準が明確性をもっていないと負けると思う。栃木県の言う通りだ。
- 委員:私の経験上、業者の契約に関する違反行為について例えば、本来1000万円で札を入れるところを100万円で入れてしまった場合、あえて100万円で契約し、赤字を取るか指名停止処分を3年間受けるかどちらかを選んでくださいというのが実際ケースとしてあった。この文書の表現でいいと思う。
- 委員長:下請負業者の項目で相指名業者について法律では問題とされていないのに国 等では望ましくないというのはどういうことなのか。
- 事務局:建設業法では、相指名業者については触れられていません。また、国等の通 達では、明確に禁止していないのですが好ましくないとの表現です。
- 栃木県:補足説明しますと、建設業法では、相指名業者について何ら規定されていないだけであって、問題とされていない訳ではありません。
- 委員: それなら「問題とされていない」を「禁止する規定はない」に改めるべきだろう。
- 委 員:適正な執行体制の項目について「極力自前を廃して民間の専門家に外注」と 表現しているが、それなら町職員研修をする必要がないということか。
- 委員:まず、方向性としてどちらがいいかということだと思う。町職員の検査能力を向上させて検査体制が整備されることが望ましいのか、あるいは、町職員の能力向上にかかる費用をかける必要はないとした上で民間に外注し、ただ民間に委託された検査がしっかりとなされているかのチェックのレベルでいいとするのかだと思うが。
- 委 員:以前、私が話したのは、検査員を臨時的にでも雇い、その間に職員の体制を 充実させるという意味で言ったつもりだが。
- 委 員:だからこそ、民間に委託して、その検査をまた見抜く力のある最終の検査が できる様に並行して検討していかなければならないと思う。
- **委 員:検査をする町職員がその能力を有していることが一番良いと位置づけするの**

か。それとも、そういう能力を持たせるためには、費用がかかり割に合わないため民間に委託し、その成果の結果チェックの能力だけでだけで足りるとする方向にするのか。

委員:この表現はそう言っていると思うが。

委員:文書表現のことではなく、この委員会としてどちらの意見を持つかということを議論している。両論併記するならどちらも検討すべきであるという風に とどめるかということだと思うが。

委員: どちらかに限定するべきだということか。

委員:民間に委託して、委託されたものをチェックしても適正さを確保できるし、 職員の能力向上によりチェック体制を整備することでも適正さを確保できる。 どちらでも入札制度の適正さを確保することに繋がるのだが、どちらがより 優れているかということは、とてもこの委員会で検証できるものではないの で提言でとどめる形とするか。

委 員:両方併記するということで良いのではないか。例えば、民間の専門家を活用 とするとともに職員の技術力の向上をという風に表現すればよいと考える。

委員長:それでは、表現について事務局で詰めてもらう形とする。

委員長:今後のスケジュールについてだが、これ以外に素案の修正箇所がある場合には、2月中に事務局に具体的内容を示した文書を提出するものとする。その 修正を経た上で3月15日には、町長に提言書を手渡す形としたい。